

第6条 会長は、会務を総理し、子どもネットを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠
の委員の任期は、前任者の残任期間し、再任を妨げない。

(会議)

第8条 子どもネットの会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第9条 子どもネットの事務局は、相談センターに置く。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する條
例（昭和31年条例第9号）により支給する。

(職員)

第11条 相談センターに所長その他必要な職員を置く。

(職務)

第12条 所長は、相談センターの業務を統括し、職員を指揮監督する。

(個人情報の保護)

第13条 町長及び教育委員会は、関係機関と連携して行う事務については、
個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 町長及び教育委員会から情報の提供を受けた関係機関は、次の各号に掲げ
る事項を遵守しなければならない。

(1) 提供を受けた情報は、この条例の趣旨に基づき利用し、それ以外の目
的のために利用しないこと。

(2) 提供を受けた情報に係る漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。

(3) 提供を受けた情報は、提供を受けた目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに廃棄すること。

3 職員及び関係機関の職員は、職務上知り得た事項について秘密を保持し、業務にかかるわる關係者以外のものにこれを漏らしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水巻町いきいき子どもネット運営規則

(目的)

第1条 この規則は水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）第5条に規定する水巻町いきいき子どもネットの運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 水巻町いきいき子どもネット（以下「子どもネット」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び児童虐待に陥ると思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- (2) 未成年者の健全育成のための関係機関との連携による、児童虐待等の早期発見・早期対策のための支援及び援助に関すること。
- (3) 町民の意識向上を図るための啓発に関すること。

(委員)

第3条 条例第5条第3項に規定する各機関等の代表者とは、次のものをいう。

- (1) 保健・医療関係の代表者
 - イ 医師 1名
- (2) 教育関係機関の代表者
 - イ 町内の各小・中学校の校長又は教諭 4名
 - ロ 町内の各幼稚園の園長又は教諭 3名
- (3) 福祉関係機関の代表者
 - イ 児童相談所の職員 1名
 - ロ 保健福祉環境事務所の職員 1名
 - ハ 町内私立保育所の園長又は保育士 3名
- (4) 司法関係機関の代表者
 - イ 保護司 1名
 - ロ 弁護士 1名
 - ハ 警察官 1名

(5) 議会・行政職員

- | | |
|--------------|----|
| イ 水巻町議会 | 3名 |
| ロ 健康福祉課長 | |
| ハ 生涯学習課長 | |
| ニ いきいきほーる保健師 | 1名 |

(6) その他教育委員会が必要と認める者

- | | |
|----------------|----|
| イ 区長 | 1名 |
| ロ 公民館長 | 1名 |
| ハ 民生児童委員協議会委員 | 1名 |
| ニ 社会教育委員 | 1名 |
| ホ 主任児童委員 | 3名 |
| ヘ 青少年問題協議会委員 | 1名 |
| ト 小・中学校P T A委員 | 2名 |

(会議)

第4条 子どもネットは、第2条の業務の目的を達成するために、次の会議を設置する。

- (1) 地域連絡会議（未成年者の現況に対する認識を深めるための研修の実施及び情報交換を行う）
- (2) 事例検討会議（具体的事例の迅速な対応及び関係機関との連絡調整を図る）

(秘密の保持)

第5条 子どもネットの委員は、会議において知り得た事項について、秘密を厳守し、これを他に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の水巻いきいき子どもネット運営規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

水巻町勤労体験支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学校を卒業後、進学又は就職をしていない者に対し、当該事業に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）における勤労体験を通して、自尊感情を醸成し、社会性の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、水巻町とする。ただし、この事業の全部又は一部を社会福祉協議会に委託して行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、水巻町内に居住（住民登録をしている者）している中学校卒業後20歳未満の者とする。

(勤労体験希望者の申請及び登録)

第4条 勤労体験を希望する者は、勤労体験支援事業登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、申請があった場合は速やかに登録の要否を決定し、その結果を申請者に通知すると共に、勤労者体験支援事業名簿に登録するものとする。

(協力事業者の申請及び登録)

第5条 協力事業者の登録を希望するものは、町長に勤労体験支援事業事業者登録申請書（様式第2号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかに登録の要否を決定し、その結果を申請者に通知すると共に、勤労体験支援事業協力事業者名簿に登録するものとする。

(派遣の決定)

第6条 町長は、派遣を行うと決定したときは勤労体験支援事業派遣決定通知書（様式第3号）により、その旨を勤労体験登録者に通知するものとする。

(体験計画の作成)

第7条 町長は、体験内容、1週当たりの派遣回数、1回当たりの派遣時間等について体験計画を作成するものとする。

2 前項の体験計画の作成に際しては、派遣先の協力事業者の意見を聞くものとする。

(派遣の方法及び期間)

第8条 町長は、派遣に当たっては、勤労体験登録者の適応職種等を考慮して派遣先の協力事業者を決めるものとする。

2 派遣期間は、体験計画に基づき体験希望者1人について最長3ヶ月とする。

(届出)

- 第9条 勤労体験登録者は、就職等により勤労体験ができなくなったとき、又は申請内容が変更になったときは、町長に届け出なければならない。
- 2 町長は、前項により届出があったときは、登録を抹消又は変更することとする。
- 3 協力事業者は、体験計画に基づく派遣の受け入れができなくなったときは、町長に届け出なければならない。

(報告)

- 第10条 協力事業者は、体験事業が終了したときは勤労体験終了報告書（様式第5号）を作成し、すみやかに町長に報告しなければならない。

(給付額の決定及び支払い)

- 第11条 町長は、勤労体験登録者に対し、前条の報告に基づき給付額を決定し、翌月の20日までに支払うものとする。

(保険加入)

- 第12条 町長及び協力事業者は、勤労体験者の安全に配慮するほか必要な保険に加入するものとする。

(関係機関との連携)

- 第13条 町長は、勤労体験を行ううえで抱える問題等を解決するために、児童少年相談センター、遠賀保健福祉環境事務所、児童相談所等の関係機関との連携を密にし、この事業を円滑に実施するものとする。

(守秘義務)

- 第14条 協力事業者は、勤労体験登録者の派遣に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年1月1日から施行する。

資料-1

水巻町勤労体験支援事業報告書

平成 16 年 4 月 9 日

水巻町健康福祉課民生児童係

水巻町勤労体験支援事業とは

1. 目 的

この事業は、中学校を卒業後、進学又は就職をしていない者に対し、当該事業に、ご協力いただける事業者において勤労体験を通じ、自尊感情を醸成し、社会性の向上を図るものであります。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、水巻町です。

3. 対 象 者

この事業の対象者は、水巻町に居住（住民登録している者）している中学校卒業後20歳未満の者です。

4. 体験期間

体験希望者ひとりにつき最長3ヶ月で、1週あたりの体験日数、1日当たりの体験時間等について、体験計画書を作成し決定いたします。

5. 体験内容

協力事業者、指導員、希望体験者と協議し決めます。

6. 体験に伴う保障

勤労体験者に対する必要な保険・交通費等の保障は、町が行う。

7. 関係機関との連携

勤労体験を行ううえで、水巻町児童少年相談センター、遠賀保健福祉環境事務所、児童相談所等の関係機関との連携を密にし、円滑に実施する。

8. 勤労体験協力事業者

水巻町内の法人又は個人の事業者で、商工会をはじめとする多種にわたる事業者からの協力を得ています。

【問い合わせ先】

水巻町役場 健康福祉課 民生児童係

☎093(201)4321 (内線 161・162)

勤労体験支援事業にご協力をよろしくお願いいたします

この事業は、中学校を卒業後、進学又は就職をしていない者に対し、当該事業にご協力いただける事業者において勤労体験を通し、自尊感情を醸成し、社会性の向上を図ることを目的としています。この主旨を理解のうえ、協力いただける事業者を募っています。何卒、ご協力ご支援をたまわりますようお願ひいたします。

実施要綱

- 1、協力事業者とは、勤労体験者の受け入れに協力をしていただける個人又は法人の事業者です。
【事業者は、勤労体験支援事業登録申請書（町の様式）の提出が必要です。】
- 2、協力事業者に対して報酬・委託料等はありません。
- 3、勤労体験の内容、1週当たりの派遣回数、1回当たりの派遣時間等については、協力事業者と協議し、指導員が体験計画書を作成いたします。
- 4、勤労体験の派遣期間は、体験者ひとりにつき最長3ヶ月です。
- 5、勤労体験者に対する必要な保険・交通費等の保障は、町が行います。
- 6、この事業の対象者は、水巻町に居住（住民登録をしている者）している中学校卒業後、進学又は就職をしていない20歳未満の者です。
- 7、この事業の実施主体は、水巻町です。

問い合わせ先

水巻町役場

健康福祉課 民生児童係

☎ 093 (201) 4321 (内線 161・162)

勤労体験支援協力事業者台帳				
番号	事業所名	住所	電話番号	受付年月日
1	水巻町商工会	水巻町頃末北1-9-7	201-7551	H15.5.16
2	水巻町づくり有限会社	水巻町頃末北1-19-21	202-5588	H15.5.16
3	ふるさと四季の味	水巻町樋口6-27	201-3456	H15.5.20
4	美容室 いまい	水巻町吉田南1丁目1番7号	202-1369	H15.5.30
5	東洋緑地株式会社	水巻町吉田西4丁目5番18号	202-0600	H15.5.30
6	神社そば 村の下	水巻町二西4-1-34	201-3684	H15.5.30
7	水巻町社会福祉協議会	水巻町頃末南3-11-1	202-3700	H15.6.2
8	株式会社 清水緑化建設	水巻町立屋敷1-15-46	201-2779	H16.4.22
9				
10				

水巻町勤労体験支援事業について

上記の事業は、中学校を卒業後、進学又は就職をしていない20歳未満の者に対し、その事業に協力していただける事業者において勤労体験を通じ、自尊感情を醸成し、社会性の向上を図ることを目的としています。体験期間は、希望者一人につき、最長3ヶ月で、必要な保険は、町が負担し一日報償費として、2,000円を支払います。

【事例報告】

(体験の概容)

体験者 A さん 16歳 (女性)

体験場所 水巻町まちづくり有限会社 夢工房

体験期間 H15年6月12日 ~ H15年9月11日

体験内容 荷卸し・野菜の袋詰め・バーコードシール貼り・レジ

体験時間

6月12日~6月30日	週3回 月・木・金	10時~14時
-------------	-----------	---------

7月 1日~7月17日	週4回 月・火・木・金	10時~14時
-------------	-------------	---------

7月18日~9月11日	週5回 月・火・木・金・土	10時~15時
-------------	---------------	---------

(経過報告)

水巻町勤労体験支援事業に対し、児童・少年相談センターを通して、Aさん16歳の申し込みがある。保護者と共に面接を行い、本人の希望により「夢工房」にて勤労体験をすることとなる。また、事業所である夢工房店長と、体験内容等について打ち合わせをし、週3回(月・木・金)10時~14時までの時間帯で、本人の了解を得て、6月12日より体験開始となる。

体験終了後、一日体験した内容や本人の感想をまとめる体験ノートを作成する。体験初日の感想は「みんな優しい、わたしにもやっていけそう。」という感想。事業所の受け入れと働きやすい環境であることが伺えた。台風の時にも、きちんと出勤し、よしずや看板・マットなどの強風対策のための片付けに積極的に体を動かしていた。又、店内や商品のことについて理解を深め、色々細かい説明ができるようになる。仕事に対する真剣な態度と意欲・まじめな性格がでている。その頃、児童・少年相談センター指導員より、「以前より大変明るくなり、物事に取り組む姿勢が前向きで、積極的になってきている。」という話を聞く。又、本人より「もう一日体験日を増やしたい。」という申し出があり、7月より週4回(月・火・木・金)の体験日となる。本人の働く意欲が増し、又、社会性が少しづつ向上している。

このように、体験開始後一ヶ月のあいだに、働くことを通して、自信を持ち始めたことが感じられる。初日のおどおどした様子は全く感じられず、自分から話すこともできるようになってきた。

Aさんは当初、人前で働くことより裏方で働くことを希望していたが、接客にも戸惑うことなく受け入れていることから、必ずしも本人が思っているような「向き・不向き」という固定観念は、持たなくてもよいと感じた。

その後、順調に体験を続ける中、7月分のタイムカードを受け取ると、出勤しているのに、何回か押し忘れがあった。仕事をする上で基本的・初步的な事、絶対忘れてはならない事などをつたえる。それから押し忘れはなくなる。又、体験記録ノートを書きに寄る事を忘れることが時々あったので、児童・少年相談センターと連携をとりながら指導を繰り返す中、寄れない時は、連絡を入れるようになる。

体験開始後2ヶ月を迎えた頃、本人より体験時間延長の申し出があり10時～15時までの体験時間となる。又、同時期に、店長より「土曜日もAさんがよければ、体験日として追加してもらえないか。」という話もあり、本人は快く了解する。このことで、体験中の態度や仕事中の姿勢が評価されたのではないかと感じ、体験期間も一ヶ月を残しているが、体験終了後、どうしたいのか尋ねると、「もしよければ、このまま働きたい」という意向があり、「このまま続けて、ある程度自分で自信がついた時、次のステップへと上がっていきたい。今の自分には、まだ他の所では無理である。」という、きちんとした将来への展望をもてるようになり、保護者もそれを望んでいる。と答える。店長も、Aさんの働きぶりや性格が明るくなり、店の中でも、客の問い合わせに受け答えが出来るようになる過程を見ているので、希望に添えるよう努力するという方向で夢工房オーナー会にて審議していただいた結果、週3回（月・木・土）の午前中10時～12時の間雇用していただける事となる。これも一重に、商工会をはじめ夢工房の皆様のお陰だと感謝しております。

（まとめ）

最後にAさんの「勤労体験活動を終えて」の感想文より

私にとって、最高の体験活動でした。優しく一つ一つ丁寧に教えて下さいましたし、ミスも何度も助けてもらいました。お客様や野菜を持ってくる方に、野菜の名前や料理の仕方を教えてもらったりして、とても勉強になりました。

とありますように、Aさんにとっては、夢工房の中で色々な人とふれあい、交流することが、何よりも楽しい事であったようです。引き続き、雇用の形となったことは、社会的に認められることで、本人の生きる自信にもなったと感じます。

このAさんの体験を通して、この事業の必要性を強く感じると共に、働く意欲を持たない子供達にも、このような体験を通して、働くことの楽しさ、大切さ、人と人とのかかわり方、協調性や思いやりなど、さまざまな事を学んでもらいたい。又、このような事業を展開していることを、多くの人に知っていただきたい。